

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、経営理念に基づき事業活動を行い、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るためには、実効性のあるコーポレートガバナンスの実現が不可欠であると認識し、次の基本方針に沿ってコーポレートガバナンスの充実に継続的に取り組んでまいります。

- (1) 株主の権利を尊重し、平等性を確保します。
- (2) 多様なステークホルダーの利益を考慮し適切な協働に努めるとともに、会社情報の適時・適切な開示や株主との建設的な対話に努めます。
- (3) 取締役および監査役は、その受託者責任を認識し、求められる役割・責任を果たすとともに、独立社外取締役の招聘など経営監督機能の強化に取り組めます。

なお、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方や方針については、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(以下「当社ガイドライン」)としてとりまとめ、当社ウェブサイトに掲載しております。以下のURLをご参照ください。

<http://www.toyo-eng.com/jp/ja/company/policy/governance/>

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則に対応している。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4 . いわゆる政策保有株式】

当社ガイドライン第7条(政策保有株式に関する方針)をご参照ください。

【原則1 - 7 . 関連当事者間の取引】

当社ガイドライン第9条(関連当事者間の取引)をご参照ください。

【原則3 - 1 . 情報開示の充実】

当社の経営理念およびコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、当社ガイドライン第1章をご参照ください。また、役員等の報酬、選任、指名を決定するに当たっての方針と手続については、当社ガイドライン第4章(コーポレートガバナンスの体制)をご参照ください。

【補充原則4 - 1 - 1】

経営陣に対する委任の範囲については、取締役会で判断決定すべきものは、法令および定款の定めに基づき、取締役会規則および付議基準で規定しています。それ以外の重要項目は、執行役員および経営執行会議に関する規程により範囲を明確化したうえで権限を委譲しています。当社ガイドライン第17条(取締役会の役割)をご参照ください。

【原則4 - 8 . 独立社外取締役の有効な活用】

当社ガイドライン第19条(取締役会の構成)をご参照ください。

【原則4 - 9 . 独立社外取締役の独立性判断基準および資質】

当社ガイドライン第22条(独立社外取締役の資質および独立性判断基準)をご参照ください。

【補充原則4 - 11 - 1】

取締役会の多様性、規模に関する考え方等については、当社ガイドライン第19条(取締役会の構成)、第21条(取締役(独立社外取締役を除く)の資質)および第23条第1項(取締役候補者の指名手続)をご参照ください。

【補充原則4 - 11 - 2】

取締役・監査役の兼任については、当社ガイドライン第23条第2項(取締役候補者の指名手続)、第32条第4項(監査役の資質および指名手続)および「株主総会招集ご通知」の参考書類をご参照ください。( <http://www.toyo-eng.com/jp/ja/ir/stock/meeting/> )

【補充原則4 - 11 - 3】(取締役会の実効性評価の結果)

当社は、取締役会の実効性をより高めていくために、定期的に取締役会の評価・分析を実施し、その手続および結果の概要を開示することとしております。

平成28年度の取締役会実効性評価においては、外部機関の助言を得ながら以下の方法で実施いたしました。平成28年12月に取締役会の構成員であるすべての取締役・監査役を対象に、外部機関がアンケートおよびインタビューを直接実施し、取締役会事務局が関与しない形をとることで匿名性を確保いたしました。取締役会は、外部機関からその結果の報告を受け、その内容を踏まえ、平成29年1月の定時取締役会において、分析・議論・評価を行いました。その結果の概要は以下のとおりです。

アンケートおよびインタビューの回答からは、取締役会の規模、構成、運営状況において、概ね肯定的な評価が得られており、取締役会として果たすべき業務執行にかかる意思決定および監督の機能を発揮していることが確認できました。これらを踏まえ、取締役会全体としての実効性は相応に確保されていると評価いたしました。

一方で、取締役会の役割を踏まえ上で取締役会の構成や審議事項について検討すべきとの意見、重要度に応じた頻度での業務執行報告を行うべきとの意見、社外役員と社内役員との情報共有・意見交換の更なる充実を図るべきとの意見などが出され、取締役会の機能の更なる向上、議論の活性化に向けた課題についても認識を共有いたしました。

今後、当社の取締役会では本実効性評価を踏まえ、課題について十分な検討を行ったうえで迅速に対応し、取締役会の機能を高める取り組みを継続的に進めてまいります。

【補充原則4 - 14 - 2】

取締役および監査役のトレーニングの方針については、当社ガイドライン第25条(取締役および監査役のトレーニング)をご参照ください。

【原則5 - 1.株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、「株主および投資家との建設的な対話に関する方針」を定め、株主および投資家との建設的な対話を推進します。当社ガイドライン別紙「株主および投資家との建設的な対話に関する方針」をご参照ください。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三井物産株式会社	43,770,000	22.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・三井化学株式会社退職給付信託口)	25,703,601	13.33
大成建設株式会社	5,000,000	2.59
日本トラスティ・サービス信託銀行(信託口9)	4,162,000	2.15
ザ バンク オブ ニューヨーク 133522	3,497,003	1.81
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	3,325,000	1.72
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,221,000	1.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,892,000	1.50
株式会社三井住友銀行	2,350,135	1.21
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505103	2,171,690	1.12

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

### 補足説明

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・三井化学株式会社退職給付信託口)の所有株式は、三井化学株式会社が所有していた当社株式を三井住友信託銀行株式会社に信託したものが、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に再信託されたものであり、議決権行使の指図権は三井化学株式会社が留保している。

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

(1) 当社は財務諸表規則上の親会社は有していないが、以下の親会社等を有している。

三井物産株式会社

当該親会社等が所有する議決権割合: 22.9%

当社は、大株主である同社との諸取引にあたっては、取引条件等他の取引先と同様の合理性・透明性を持って、取引を行っている。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
林 洋和	他の会社の出身者													
田代 真巳	他の会社の出身者													
山田 裕介	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
林 洋和			林洋和氏は、長年、経済産業省に在籍し、主に貿易振興、通商政策の分野において、行政における豊富な経験と高い見識を有し、また企業経営においても優れた経験と知見を有しております。これらを活かし、独立した立場から公正かつ的確な指摘や意見が期待できることから、社外取締役候補者として選任している。また、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、一般株主の利益ひいては株主共同の利益にも十分配慮した意見・提言をさせていただくと考えている。

田代 真巳	田代真巳氏は、2006年6月まで株式会社三井住友銀行の執行役員であったが、既に退任している。同行と当社との間で資金の借入れ等、通常の銀行取引がある。	田代真巳氏は、金融機関での長期にわたる国際的業務経験と、経営者としての豊富な経験や高い見識を有しており、当社経営全般にわたって、独立した立場から、グローバルな視点に立った的確な指摘や意見を述べ、当社経営を適切に監督しており、引き続き、社外取締役としての適切な職務の遂行が期待できるため、同氏を選任している。また、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、一般株主の利益ひいては株主共同の利益にも十分配慮した意見・提言をしている。
山田 裕介	山田裕介氏は、2008年3月まで野村證券株式会社の常務執行役であったが、既に退任している。同社と当社は取引関係があるが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されることから、概要の記載を省略している。	山田裕介氏は、証券・金融・資本市場に関する知識・経験や、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、当社経営全般にわたって、独立した立場からの的確な指摘や意見を述べ、当社経営を適切に監督しており、引き続き、社外取締役としての適切な職務の遂行が期待できるため、同氏を選任している。また、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、一般株主の利益ひいては株主共同の利益にも十分配慮した意見・提言をしている。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、取締役会その他社内の重要な会議へ出席するとともに、取締役、執行役員および主な従業員等から事業状況や職務執行状況を聴取し、会社の業務および財産の状況に関する調査を行い、取締役の職務の執行を監査している。

当社は、社長直轄の内部監査部門として、業務監査部を設置している。業務監査部は、会社業務の適法性および合理性について評価するとともに、業務の有効性および効率性について助言・勧告を行っている。また、財務報告に係る内部統制の整備・運用の独立評価を行っており、結果について社長直下の組織であるJ-SOXステアリングコミッティーに報告している。

また、監査役会、会計監査人および業務監査部の間で、会社の事業状況に関する所見の説明や、それぞれの年度監査計画と重点監査項目、監査方法、審査と品質管理の体制、監査結果等につき意見交換を行うなど、それぞれの独立性を配慮しつつ、相互に密接な意思疎通を図り連携して監査を実施している。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
船越 良幸	他の会社の出身者													
内田 清人	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役

- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
船越 良幸		船越良幸氏は、平成23年6月まで当社の主要株主である三井化学株式会社の専務取締役であったが、既に退任している。	船越良幸氏は、当社と関係の深い化学業界において長年経営に携わり、経営についての幅広い経験や高度な見識を有しており、これらを活かした、独立した立場からの適切な監査を行っていることから、同氏を社外監査役として選任している。なお、同氏は当社の主要株主である三井化学株式会社の出身であるが、同社は当社経営に支配的な影響を及ぼすような状況になく、経営に対する監視・監督機能の客観性、中立性は確保されており、独立役員としても一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断している。
内田 清人		当社は、内田清人氏がパートナーとして所属する岡村総合法律事務所から同氏以外の弁護士による法律上のアドバイスを必要に応じ受けているが、同事務所と当社における取引額は、同事務所の年間収入および当社連結売上高のいずれにおいてもその割合は低く、経営に対する監視・監督機能の客観性、中立性は確保されている。	内田清人氏は、弁護士として培ってきた知識・経験に基づき、独立した立場から経営に対する公正な監視・監督を行っていることから、同氏を社外監査役として選任している。また、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、一般株主の利益ひいては株主共同の利益にも十分配慮した意見・提言をしている。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

取締役(社外取締役を除く)の報酬は、各取締役の職位に基づき決定される固定報酬と業績連動報酬から構成され、業績連動報酬は、親会社株主に帰属する当期純利益を計算の基礎とし、各取締役の貢献度に応じ、取締役社長が決定するものとする。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------



(平成28年度実績)

取締役12名(うち、社外取締役3名)151百万円。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

- ・業務執行取締役の報酬等は、株主の中長期的利益に連動するとともに、当該業務執行取締役の当社の企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものとする。
- ・取締役(社外取締役を除く)の報酬は、各取締役の職位に基づき決定される固定報酬と業績連動報酬から構成され、業績連動報酬は、親会社株主に帰属する当期純利益を計算の基礎とし、各取締役の貢献度に応じ、取締役社長が決定するものとする。
- ・社外取締役および監査役の報酬は、その役割と独立性の観点から、業績とは連動しない定額報酬とする。

なお、本年度中に次の体制を整備する予定である。

- ・役員報酬水準の妥当性および説明責任を強化する観点から、固定報酬および業績連動報酬の比率、業績連動報酬の算定式など報酬制度の内容については、独立社外取締役・独立社外監査役との会合における意見交換の結果を踏まえつつ、取締役社長が、必要に応じ見直し改訂案を作成し、取締役会が決定するものとする。

#### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役への情報伝達については、取締役会議長および取締役会事務局が次のことを行う体制をとっている。

- (1)議案の事前説明、(2)業務執行取締役、執行役員等による直接説明・報告、(3)必要な社内資料・情報提供など。

社外監査役への情報伝達については、監査役会において次のことを行う体制をとっている。

- (1)取締役会の議事資料の事前配布と常勤監査役による主要点の事前説明、(2)代表取締役全員との経営、事業の主要状況や課題、監査環境などに関する定期協議、(3)内部監査部門との監査計画、監査活動および結果に関する定期協議、(4)会計監査人との監査計画、監査重点項目、監査方法・内容・結果などに関する意見交換、(5)経営執行会議の議事内容の詳細な説明と意見交換など。

社外取締役および監査役の連携確保のため、以下の会合を行っている。

- 社外取締役および社外監査役を含む監査役を構成員とする会合において、会社事業・組織・財務等の状況に関する情報や課題の共有、意見交換を行っている。なお、この会合は、幹事を常勤監査役とし、半期毎に開催している。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- ・当社は、監査役会設置会社である。
- ・取締役会は、社外取締役3名を含む10名の取締役で構成され、経営および業務執行に係る全ての重要事項について審議・決定を行うとともに、職務執行に関する取締役相互の監視と監督を行っている。
- ・当社は、取締役会の監視・監督機能の強化および迅速かつ効率的な業務執行体制の確保を図るため、執行役員制度を導入している。執行役員は、取締役会で選任され(23名(取締役兼任者含む))最高経営責任者である取締役社長の指揮のもと、委嘱された業務の執行にあたっている。
- ・経営執行会議は、取締役社長の諮問機関として、役付執行役員(常務執行役員以上)および主要部門長により構成され、業務執行に関する主要事項の報告・審議をしている。
- ・監査役会は、社外監査役2名を含む4名の監査役で構成され、取締役の職務執行、内部統制の構築・運用状況、四半期決算や年度末決算などの監査実施要領、監査の内容・結果などについて報告や審議を行っている。
- ・なお、当社は、社外取締役および社外監査役と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結している。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額である。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社として、監査役および会計監査人に加えて、複数の独立社外取締役を選任している。

- 独立社外取締役がその責任と役割を十分に果たせるよう、独立社外監査役を含む監査役と連携する体制を整備し、独立社外取締役および監査役が相互の課題・情報共有を行い、また、独立社外取締役および独立社外監査役が取締役社長と、取締役、執行役員の育成、指名、報酬の方針等について意見交換を行う体制を整備している。

こうした方針の他、当社コーポレートガバナンス・ガイドラインに従った体制の整備、運用によって、経営者の説明責任が果たされ、経営者の透明性確保が実現できるものと考えており、当社の事業内容や形態に鑑みて、企業統治を実効的に機能させる上で有効であると考えている。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	平成25年6月26日開催の第58期定時株主総会より採用している。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成25年6月26日開催の第58期定時株主総会より、株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームに参加している。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の参考英訳を作成し、当社および東京証券取引所(議決権行使プラットフォームを含む)のウェブサイトへ掲載している。
その他	招集通知発送日に先立ち、株主総会開催約3週間前に、当社および東京証券取引所(議決権行使プラットフォームを含む)のウェブサイトへ招集通知を掲載している。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算・中間決算発表時に決算概要の発表とともに、社長による経営状況・経営方針等に関する説明会を実施している。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR情報の専用メニューを設け、経営計画・経営方針および決算短信等の財務状況説明資料、ならびに報告書、事業の遂行概況・トピックスを記載した広報誌等を掲載している。	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報・IR部が担当している。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念およびコーポレートガバナンス・ガイドライン、役職員行動規範の中で、ステークホルダーへ寄与する旨を謳っている。
環境保全活動、CSR活動等の実施	HSSE(健康、安全、セキュリティ、環境保全)および品質に関する基本方針を策定している。



## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

#### 基本的な考え方

当社は、内部統制がコーポレート・ガバナンスの基礎であるとの認識の下、取締役が適切な内部統制体制を構築・運用・評価し、継続的な点検と改善を実施し、基本方針についても定期的な見直しを図ることとしている。

当社は内部統制によりコンプライアンス、リスク・マネジメント、財務報告の信頼性の確保を達成するとともに、業務の有効性と効率性の確保にも十分注力し、取締役会が適切な情報に基づき意思決定し、その決定に従って業務が執行される体制を構築する。

#### 1 コンプライアンス

国内外の法令や国際ルールおよびその精神を遵守し、社会的な良識をもって行動することを会社の基本方針とした役職員行動規範を制定し、これに基づいて、国内外のグループ企業を含む役職員、関係者に、法令や企業倫理の遵守、企業ビジョンに沿った行動の実現を図る。

#### 2 リスク・マネジメント

リスクは、企業活動の一環として生じるものから経済・社会状況や事業環境の変化によって生じるものまで様々であり、その管理のために内部統制システムを構築し、運用の充実させることが基本であると認識している。

#### 3 財務報告の信頼性

財務報告の信頼性を確保するために、取引や事象等の把握と評価、記録と処理、財務諸表への取りまとめと報告が適法・適確に行われ、また適時に開示されるように、財務報告の内部統制の整備、運用、評価に係わる方針、規程、手続や手順等を定め、組織全体にわたる統一的な会計処理とシステムの導入、運用、維持に努める。またこれらの実施状況について取締役および監査役は定期的に監視、監督、検証を行う。

#### 4 業務の有効性と効率性

業務の有効性と効率性を高め事業の収益性をあげ事業活動の目的を達成していくため、中期、年度毎に経営方針・事業計画を策定、それに基づく業務目標の設定、その目標の妥当性、達成度の評価を定期的に行い、全社の業務品質の改善努力を継続的に図る。また、会社業務の意思決定と業務遂行に際して、相互の牽制にも留意して組織、職制を編成し、管理・技術両面にわたる品質確保のため、職務権限・責任と業務実行基準を体系的に定め、事業経営のリスク予防と健全な経営体制の維持に努める。

#### 整備状況および運用状況

##### 1 整備状況

当社は、上記の基本的な考え方下、取締役会で決議された内部統制システムの基本方針に従い、内部統制システムを整備している。当社の内部統制システムの基本方針については、当社ウェブサイトにて公表している。

URL: <http://www.toyo-eng.com/jp/ja/company/policy/governance/>

また、当社のコーポレート・ガバナンスおよび内部統制の体制の概要図は、参考資料【模式図】のとおりである。

##### 2 運用状況

平成27年度における、内部統制システムの運用状況は次のとおりである。

##### (1) コンプライアンス

当社は、役職員行動規範やコンプライアンス・マニュアルを整備し、コンプライアンスに関する啓蒙・推進のための機関としてコンプライアンス委員会を設け活動しています。当事業年度の当該体制の運用状況のうち主なものは以下のとおりである。

- ・コンプライアンス委員会による、啓蒙・推進活動計画の立案、その実施状況の確認・評価、役職員行動規範等の遵守状況の監視・監督、および、これらに関する取締役会への報告
- ・取締役会による、上記報告に対するマネジメントレビューの実施
- ・コンプライアンス講演会の開催、およびコンプライアンス研修(eラーニング)の実施
- ・監査役および内部監査部門によるコンプライアンス監査の実施と取締役会への報告
- ・財務報告の信頼性確保に向けた内部統制の整備・運用・評価の実施
- ・内部通報制度の運用

##### (2) リスク管理

当社は、業務遂行上のリスクを管理するため、リスクの可能性のある事象の識別、リスクの評価、その対策の検討というプロセスを明確化させた業務関係諸規程、手順書、業務フロー等を整備しリスク管理をしています。当事業年度の当該体制の運用状況のうち主なものは以下のとおりである。

- ・当社事業環境におけるリスクの定量的評価の実施
- ・リスク対策委員会におけるプロポーザルとプロジェクトのリスクの詳細な分析・評価、および対応策の検討・答申
- ・プロポーザル承認プロセスの改善
- ・地震、火災等の危機発生を想定した訓練の実施、および事業継続計画における緊急体制、運営方法等の定期的な点検と改善
- ・セキュリティ管理策に基づく情報管理(秘密保持の同意取得、情報資産の管理、場所(区画)の管理、モバイル端末を含む情報処理装置の管理、ネットワーク、システム等の管理、情報のバックアップ、電子メールの取扱い、知的財産管理、個人情報の保護)

##### (3) 職務の執行および効率性の確保

当社は、取締役会規程、同付議基準、経営執行会議規程、同付議基準等により取締役会が判断し決定する事項と執行役員等への委任事項を定め、取締役の職務執行の効率化を図っています。取締役会は社外取締役3名を含む9名、経営執行会議は役付執行役員を中心に構成され、当事業年度は、取締役会を15回開催、経営執行会議を27回開催しました。当事業年度の当該体制の運用状況のうち主なものは以下のとおりである。

- ・審議・決裁を効率良く的確に進めるための、取締役会付議要領の運用厳格化
- ・開催前の検討時間確保のための会議資料の余裕を持った事前配布と事前説明の実施
- ・取締役会の付議前における経営執行会議での議案の十分な審議

##### (4) 企業集団における業務の適性の確保

当社は、当社グループの統括機能の強化および戦略の共有と連携等を図ることにより、当社グループにおける業務の適正を確保するための体

制整備に努めています。当事業年度の当該体制の運用状況のうち主なものは以下のとおりである。

- ・統括機能の強化に向けた、当社事業本部長、Chief Financial Officer(CFO)、および主要なグループ会社のトップで構成するグループ運営委員会の新設、運営
- ・グループ内案件戦略の共有と連携強化に向けた当社と主要グループ会社間の営業調整会議の実施、および個別プロジェクトを通じたグループ会社の機能強化支援
- ・グループ会社からの業務執行状況、財務状況、リスク等に関する月次報告等に基づく、グループ各社の状況の的確な把握および計画的な管理・統制
- ・持分法適用会社への適切な管理体制の構築

#### (5) 監査役監査の実効性確保

監査役会は、社外監査役2名を含む4名の監査役で構成され、当事業年度において、20回開催され、監査実施要領、監査の内容・結果などについて報告、審議を行いました。平成27年度の監査役監査の実効性確保に関する主な取り組みは以下のとおりである。

- ・取締役、執行役員および主な従業員等からの会社事業状況等の聴取や、海外往査を含む必要な調査の実施による取締役の職務執行の監査
- ・監査役取締役会への出席、および、四半期ごとに開催する監査役と代表取締役との定期協議における意見交換
- ・常勤監査役による、経営執行会議など経営上重要な会議への常時出席および重要事項に関する監査役会への報告
- ・監査役会と会計監査人および業務監査部との間における、監査計画、重点監査項目、監査方法、審査と品質管理の体制、会社の事業状況に関する所見の説明、監査結果等についての意見交換や、それぞれの独立性を配慮した上での、相互に連携した監査の実施
- ・取締役の指揮・命令から独立した監査役会事務局による監査役の職務遂行の補助

#### (6) 内部統制システムの基本方針の改定

当社は、内部統制システムの運用上新たに見出された問題点等について適時・適切に是正・改善し、必要に応じて再発防止へ取り組んでいます。平成27年度においては、平成27年4月24日付取締役会にて、企業集団における業務の適正を確保するための体制に係る事項について、当社グループの戦略の共有と連携、リスク管理の強化を図るべくグループ運営委員会を新設する等の改定を行った。なお、平成28年5月に、内部通報制度の改善等に応じた改訂を行っている。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成18年11月に「役職員行動規範」を制定し、反社会的勢力に対しては一切の関係をもたず、毅然とした態度で対応する旨明記し、周知徹底を図るとともに、以下の体制を整備、運用することで健全な会社経営の確立を図っている。

反社会的勢力への対応については、総務部を対応統括部署として、不当要求を受けた場合等の事案発生時には、総務部は警察および顧問弁護士等と連携し、速やかに対処できる体制をとっている。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

#### 適時開示体制の概要

当社は、情報取扱責任者の下、以下の体制で、会社情報の適時開示を行なっている。

決定事実については、情報取扱責任者が、関係部門と協議の上、適時開示規則に該当するか否かの判断および開示内容の検討を行い、該当するものにつき適時開示を指示し、取締役会等の承認後、適時開示の担当部署である契約法務本部が速やかに適時開示を行なう。

発生事実については、社内各部門(子会社を含む)のライン長を通じ取締役社長に報告され、情報取扱責任者に連絡される。情報取扱責任者は、関係部門と協議の上、適時開示規則に該当するか否かの判断および開示内容の検討を行い、該当するものにつき適時開示を指示し、速やかに契約法務本部が適時開示を行なう。

決算情報については、取締役会の承認後、情報取扱責任者の指示により、契約法務本部が速やかに適時開示を行なう。業績予想の変更に係る開示が必要なことが明らかになった場合は、随時、経理財務本部と契約法務本部が協議し、同様の手続きで適時開示を行なう。

なお、上記、適時開示の手続きと平行して、内部者取引規制に関する当社社内規程に則った情報管理を徹底している。

#### 参考資料

コーポレート・ガバナンスおよび内部統制の体制の模式図は、以下のとおりである。

#### 【模式図】

